

令和6年度 年間監査計画

令和6年3月22日

五島市監査委員決定

1 趣 旨

五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）及び五島市監査等の実施方針（令和2年3月31日五島市監査委員決定）に基づき、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的に実施するため、年間監査計画を策定する。

2 実施する監査等の種類及び対象等

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項）

財務監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて定期監査として実施する。

ア 定期財務監査

監査を効果的に実施するため、令和4年度に設定した重点項目に基づき実施する。

なお、令和4年度から令和6年度までの3年間で全ての部局を対象とすることとし、令和6年度は、総務企画部、産業振興部、選挙管理委員会事務局、公平委員会、監査委員事務局、農業委員会事務局及び固定資産評価審査委員会を対象とする。

イ 例月財務監査について

例月出納検査に併せて毎月財務監査を実施し、会計伝票の審査において支出や収入の事務上の是非等について確認する。監査結果については、原則として会計伝票を受領した日の翌々月末日までに報告する。ただし、次に掲げるものについては、それぞれその定めるところによる。

(ア) 5月分から7月分までの会計伝票 決算審査に伴い、10月までに監査する。

(イ) 対象事案が広範又は複雑多岐にわたるため、監査に時間を要する会計伝票 監査委員がその都度協議して定める日までに実施する。

ウ 工事監査について

公共工事の適正な施工を図るため、施工中の工事から監査対象とする工事を抽出し、外部の専門家である技術士団体に調査を委託する。受託団体は技術士を派遣し、書類及び現場を調査して監査委員に報告し、その報告を参考に監査委員が監査を実施する。

令和6年度は、最低1工事を選定し実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

行政監査は、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

令和6年度は、令和4年度に設定した監査項目により定期財務監査に併せて実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「財政援助団体等」という。）に対して、必要があると認めるとき又は市長の要求があるときに、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査を実施する。

令和6年度は、外部の専門家である公認会計士に支援業務を委託し、その報告を参考に監査委員が監査を実施する。令和6年度は、最低1団体を実施する。

なお、監査の対象団体については、財政援助団体等の調査を行い、選定基準に基づき決定する。

(4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者、水道事業企業出納員及び下水道事業企業出納員の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金預金等を含む。以下同じ。）の出納事務が正確に行われているかについて検査を実施する。

原則として毎月20日に前月末日の現金残高及び出納関係諸表等の検査を行い、速やかに議会及び市長に例月出納検査結果報告を提出する。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項）

市長から審査に付された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を実施する。水道事業会計決算審査においては、外部の専門家である公認会計士に支援業務を委託し、その報告を参考に監査委員が審査を実施する。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査を実施する。

(7) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項）

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を実施する。

(8) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査を実施する。

(9) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。

3 監査等の日程等

別表「令和6年度年間監査等計画表」により実施する。

4 監査等の実施方法

実施計画（概ね1か月前に作成）に基づき実施する。

5 報告及び公表

(1) 財務監査等については、監査を終了したときは、その結果を決定し、これを議会、市長及び関係機関等に報告する。併せて五島市監査委員条例（平成16年五島市条例第9号）第5条の規定により、市役所の掲示場に掲示して公表するとともに、五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

(2) 例月出納検査については、検査を終了したときは、その結果を決定し、これを議会及び市長に報告する。併せて五島市情報提供等の推進に関する規則第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

(3) 決算審査及び基金運用状況審査意見書については、8月下旬までに市長に提出する。併せて五島市情報提供等の推進に関する規則第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、8月下旬までに市長に提出する。併せて五島市情報提供等の推進に関する規則第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

(5) 内部統制評価報告書審査意見書については、8月下旬までに市長に提出する。併せて五島市情報提供等の推進に関する規則第3条第2項、第3項及び第5項の規定により市の窓口において閲覧に供し、及び市のホームページに掲載する。

6 その他

この年間監査計画に定めがない監査等を実施する必要がある場合は、その都度別途定めて実施する。

(別表)

令和6年度年間監査等計画表

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期財務監査	準備・検討	★実施計画 書面監査							事情聴取・実地監査	報告書作成	★意見書決定 講評会	報告・公表
工事監査						準備・検討 ★実施計画	○調査業務委託	事情聴取・実地監査	●調査業務報告	報告書作成	★意見書決定 講評会	報告・公表
財政援助団体等監査			◆調査		◆調査集計	準備・検討 ★実施計画	書面監査		事情聴取・実地監査	報告書作成	★意見書決定 講評会	報告・公表
決算審査 (一般・特別会計・水道事業会計)	(一般・特別・基金)	★実施計画	審査	★意見書提出 講評会 事情聴取・実地審査	★意見書決定							
基金運用状況審査	(水道事業)	★実施計画	審査	★意見書提出 講評会 事情聴取・実地審査	★意見書決定							
財政健全化判断比率及び資金不足比率審査			★実施計画	★意見書提出 比率審査・講評会	★意見書決定							
内部統制評価報告書審査			★実施計画	★意見書提出 事情聴取・実地審査 報告書審査	★意見書決定 講評会							

- 注1 例月財務監査は、3月中旬に実施計画を策定する。また、例月出納検査に併せて毎月監査を実施し、原則として会計伝票を受領した日の翌々月末日までに監査結果を報告する。
- 2 例月出納検査は、3月中旬に実施計画を策定し、原則として毎月20日に前月末日分の検査を行い、速やかに検査結果を報告する。
- 3 ★印は、監査委員会議の開催を予定しているものである。